

日本労働年鑑 第54集 1984年版

The Labour Year Book of Japan 1984

特集 人事院勧告凍結問題

II 人事院勧告の変せん

2 日本資本主義の再建、戦前水準回復期

一九四八年から一九五三年までの勧告と実施状況は、第1表に掲げたとおりである。この時期、人事院はベース勧告を主体としていた。

第一回勧告は、当初、臨時人事委員会が出したものであったが、国公法改訂にともない、人事院が発出したため、同じ内容のものを人事院勧告として提示した。三七九一円ベース(四八年六月)を不満とする公務員労働者の夏季攻勢は、一九四八年七月のマ書簡、政令二〇一号によって、団交権、争議権否認、当時進行中の中労委調停の打ち切りなど、大きな打撃をうけた。それだけに、労働基本権の大幅制限の代償措置としての人事院勧告(当初臨時人事委員会勧告)、その第一回が注目された。そうしたなかで、実に六六・四%アップという大幅勧告となったのであるから、勧告の「政治性」もまた、きわめて明瞭であった。

この第一回勧告の実施は、占領軍の「経済科学局」(ESS)、政府・大蔵省が難色を示したが、どうにか実施された。だが、予算上の都合を理由に、一二月は勧告どおりだったが、翌年一～二月は五二〇三円二七・五銭に下がり、三月に六三〇七円ベースに戻るといふ、きわめて変則的な実施となった。

だが一九四九年の第二回勧告になると、ドッジラインにもとづく超均衡財政の実現、大量行政整理といった事態のもとで、まったく実施されなかった。これが、八二年勧告凍結の前例となった。

一九五〇年の第三回勧告から五二年の第五回勧告では、三年間にわたりベース本体が値切られるという不完全実施であった。実施時期もそれを明記した四、五回勧告とも繰り下げられた。また第四回勧告(五一年)の際の特別手当も値切られた。

こうして、労働基本権制限の代償制度は、その当初から、はなはだ不十分な機能発揮しなしかつなかつた。むしろ賃金抑制政策が貫かれたといえるのが、この時期である。そして、やがて一九五四(昭和二九)年、ベア勧告自体の留保という決定的事態をむかえるのである。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

